

広島県告示第八百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
令和六年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
土田歯科医院	東広島市安芸津町三津四三八五番地一	令和六年八月一日
くろせ薬局	東広島市黒瀬町南方八〇四番地一	令和六年八月一日
訪問看護ステーションあ んさんぶる	東広島市西条西本町二八番地六サンスクエ ア東広島三階インキュベーションルームD 室	令和六年九月一日